

# 大阪私立学校薬剤師会会則

平成 29 年 5 月 13 日制定

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

本会は、大阪私立学校薬剤師会（おおさかわたくしりつがっこうやくざいしかい）と称する。

### 第 2 条 (事務所)

1. 本会は、事務所を大阪府中央区和泉町 1 丁目 3 番 8 号 大阪府薬剤師会館内に置く。
2. 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的および事業

### 第 3 条 (目的)

本会は、一般社団法人大阪府薬剤師会学校薬剤師部会のもと、大阪府一円における学校保健及び学校安全の推進、学校教育環境の向上に寄与し又周辺地域の正しい発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、行政および他団体と連携し、学校の安全と平和に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

1. 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 学校保健安全に関する調査研究及び指導
  - (2) 学校薬剤師の職務に関する調査研究及び指導
  - (3) 学校保健安全に関する大会、講習会、協議会等の開催、及び代表の派遣
  - (4) 学校保健安全に関する書籍、会報、資料等の刊行及び紹介
  - (5) 学校保健安全に必要な薬品、資材の推薦並びに斡旋
  - (6) 関係官庁、団体との連絡、連携及び協力
  - (7) 日本薬剤師会及び大阪府薬剤師会の行う公衆衛生活動に対する協力
  - (8) 地域の学校保健安全に関する調査研究並びにその進歩、発展に資する事業
  - (9) 会員の資質向上及び相互の親睦を図る事業
  - (10) 日本薬剤師会学校薬剤師部会、他府県薬剤師会学校薬剤師部会、大阪府下地域学校薬剤師会及びその他の諸団体との相互理解及び連携に寄与する事業
  - (11) その他本会の目的達成に必要な事業
2. 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業を行わない。

### 第3章 会員及び組織

#### 第5条 (会員)

本会の会員は、大阪府一円の私立学校（園）の委嘱又は任命を受けた学校（園）薬剤師であつて、本会の目的および事業に賛同し入会した者とする。なお、本会の会員は、原則として、大阪府薬剤師会の会員である者とし、当該要件を充たさない者が入会しようとする場合、又は、会員が当該要件を充たさなくなり、会員として継続する場合については、理事会の承認を得るものとする。

#### 第6条 (大阪私立学校保健会との関係)

本会は、大阪私立学校保健会規約第4条に規定する、大阪私立学校保健会の学校薬剤師部会として活動する。本会の会長は、大阪私立学校保健会「大阪私立学校薬剤師部会長」の任にあたるものとする。

#### 第7条 (会員の権利・義務)

1. 会員は、本会則に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加できる権利を有する。
2. 会員は、本会則に定めるもののほか、会則その他の規定を遵守する義務を負い、また、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

#### 第8条 (会員資格の喪失)

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。
  - (1) 会費の支払いその他、本会則に定める会員の義務もしくは総会・理事会の決議を遵守しないとき
  - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、又は、本会の信用を棄損したとき
  - (3) 会員が一般社団法人大阪府薬剤師会の会員の資格を失い、かつ、会員として継続することについて理事会の承認決議を得られなかったとき
  - (4) その他正当な理由があるとき
2. 会員が次のいずれかに該当するときは、その会員資格を喪失する。
  - (1) 死亡したとき
  - (2) 大阪府一円の私立学校（園）の委嘱又は任命を受けた学校（園）薬剤師でなくなったとき
3. 本条第1項により除名された場合、または前項の規定により会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

## 第4章 役員

### 第9条（役員）

1. 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 理 事 若干名
  - (4) 監 事 2名
2. 役員は、必要あるときには、会員以外の者から選任することを妨げない。
3. 会長及び副会長は理事とする。理事中、会長の指名により、専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。

### 第10条（顧問・相談役）

1. 本会に顧問・相談役を置くことができる。
2. 顧問・相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

### 第11条（役員を選任）

1. 会長及び監事は、総会で選出する。
2. 副会長及び理事は、会長が指名する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

### 第12条（役員職務および権限）

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務を分掌する。
4. 監事は、本会の会務及び財産状況を監査する。

### 第13条（役員任期）

1. 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、設立時の役員任期は、設立後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。なお、役員再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
4. 顧問及び相談役任期は、2年以内の期間とし、会長との委嘱契約にて定める。

## 第5章 会議

### 第14条（会議の設置）

会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

### 第15条（総会の構成員）

総会は、会員及び本会役員をもって構成する。

### 第16条（総会の開催）

1. 総会は、会長が招集し、年1回定期的に開催する。但し、理事会が必要と認めるとき、又は、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会の招集は、開催日の7日前までに総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を発しなければならない。

### 第17条（総会の議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。

### 第18条（総会の決議事項）

総会は本会則に別に定めるもののほか次の事項を承認又は議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 事業計画及び予算の議決
- (3) 会則の変更
- (4) 会長及び監事の選出・解任
- (5) 会費の額の決定・変更
- (6) 本会の解散
- (7) その他本会運営に関する重要事項

### 第19条（総会の定足数）

総会は、会員の2分の1以上にあたる者が出席しなければ、開会することができない。

### 第20条（総会の決議）

1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 本会則の変更
  - (2) 本会の解散

#### 第21条（委任状による出席）

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状を提出することにより、他の会員に表決を委任することができる。この場合において、第18条の規定の適用について会員は出席したものとみなす。

#### 第22条（議事録の作成）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 会議の日時・場所及び目的
  - (2) 会員総数及び学校総数
  - (3) 会議に出席した者の氏名
  - (4) 承認議決事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

#### 第23条（理事会の構成員）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第24条（理事会の決議事項）

理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 施行細則の制定並びに改廃
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 本会則および総会において定めるもののほか、本会の運営に必要な事項

#### 第25条（理事会の開催）

1. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面による開催の請求があったとき

2. 理事会は、会長が招集する。
3. 会長は、第1項2号による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない
4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所および目的を記載した書面またはメールを、5日前までに各理事及び監事に発しなければならない。

#### 第26条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

#### 第27条（理事会の決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上にあたる者が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第28条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面またはメールにより同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### 第29条（準用）

本会則21条及び22条は理事会について準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

### 第6章 委員会

#### 第30条（委員会の設置）

1. 本会は、会務を円滑に運営するため、会長の諮問に応え、必要な調査研究を行い並びに事業を推進するため委員会を置くことができる。
2. 委員会の設置、その他委員会に関し必要な事項は、理事会にて定める。

### 第7章 資産及び会計

#### 第31条（資産）

1. 本会の資産は、会員の負担する会費、助成金、寄付金品、その他の収入をもってあてる。
2. 会費の額及び徴収方法は、総会において別に定める。
3. 出納上必要あるときは、理事会の議決を経て、当該年度の歳入をもって、償還で

きる限度で一時借入れをすることができる。

### 第32条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

### 第33条（経費の支払い）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

### 第34条（会計）

1. 本会の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計の2種に区分して処理する。
2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
3. 特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支で事業別に経理する。

### 第35条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は会長が作成し、年度開始前に総会の承認を得なければならない。

### 第36条（暫定的な収入・支出）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、暫定予算として予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第37条（事業報告及び決算）

会長は、年度終了後3ヶ月以内に、事業状況報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### 第38条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑則

### 第39条

会員等の弔意金については、理事会で定める。

付 則 本会則は、平成29年5月13日制定する。

# 大阪私立学校薬剤師会施行細則

平成 29 年 5 月 13 日制定

1. 本会は、会則第 30 条により次の委員会を置く。
  - (1) 広報委員会
  - (2) 学術委員会
2. 広報委員会は、学校保健安全に関する書籍、会報、資料等の刊行及び紹介を行うものとし、大阪府薬剤師会学校薬剤師部会が発行する「おおさかがくやく」誌の編集に協力する。
3. 学術委員会は、大阪府薬剤師会学校薬剤師部会が主催する研修会の実施に協力するほか、学校保健安全に関する大会、研修会、講習会、協議会等の実施を行う。
4. 各委員会の委員は、会員及び会員以外の学校保健有識者のうちから理事会の議決をもって選任される。

## 【参考】

大阪私立学校保健会規約【27 年 6 月 1 日改訂】の抜粋

### 第 4 条（組織）

本会は、次の 5 部会をおき、部会運営に必要な事項は各部会に定める。

1. 学校医部会
2. 学校歯科医部会
3. 学校薬剤師部会
4. 保健主事部会（保健担当者部会）
5. 養護教諭部会（養護担当者部会）

第 5 条（役員）本会に次の役員をおく。

- 会 長 1 名  
副会長 各部会長  
理 事 若干名  
監 事 2 名

前項に定める役員の外、名誉会長、顧問をおく。

第 6 条 役員は次の方法により選出する。



1. 会長は大阪府の私立学校長が当たる。
  2. 副会長は各部会長がこれに当たる。
  3. 理事は各部会より推薦し、会長がこれを委嘱する。
  4. 監事は保健主事及び養護教諭部会より各1名選出し、会長がこれを委嘱する。
  5. 顧問は会長の任期後、2年の任期が加算され、会長がこれを委嘱する。
- 第7条 役員任期を2年とする。但し、重任を妨げない。

## 大阪私立学校薬剤師会会費規定

平成29年5月13日制定

- 第1条 本会は、会則第31条の定めるとおり、各人毎に会費を賦課し、これを徴収する。
- 第2条 各人の納入する会費は次のとおりとする。  
会費は、1校園にあたり年額3,000円とし、毎年、納めるものとする。会費の納入方法、納入期限等は、理事会にて定める。

